

带状疱疹予防接種費用助成事業のQ&A（令和7年度）

②助成希望者へ配布

Q. 带状疱疹予防ワクチンの費用助成事業は、いつまで続きますか。

A. 費用助成事業は、令和8年3月末で終了する予定です。

令和7年度から带状疱疹の予防接種が定期予防接種となりました。定期接種の対象の方（※）には、個別通知をお送りしますので、届いた予診票を使って接種してください。

※定期接種の対象の方：（令和7年度の通知対象者）65・70・75・80・85・90・95・100歳以上
（令和8年3月31日時点の年齢）

Q. 定期接種の対象年齢だが、費用助成事業を利用できますか。

A. できません。定期接種の対象年齢の方には、個別通知をお送りしますので、届いた予診票を使って接種してください。

Q. 組換えワクチン（シングリックス筋注用）の1回目は、費用助成事業を使って接種しました。

2回目は、定期接種の対象年齢になってから、接種をすることはできますか。

A. できます。1回目接種後、6か月以内に2回目を接種することが推奨されていますが、定期接種の場合は、2回目までの間隔に制限はありません。

Q. 水ぼうそうの罹患歴がない人の带状疱疹ワクチン接種は効果がありますか。

A. 本人に罹患した記憶がないという場合でも、50歳以上では100%の確率でウイルスを体内に持っているというデータがあります。予防接種の効果はあります。

Q. 組換えワクチン（シングリックス筋注用）の1回目を市外等で接種し、2回目だけ費用助成事業を利用して受けることはできますか。

A. できます。但し、6か月以内に2回目を接種する必要があるため、1回目の接種日のわかる領収書等を持参してください。紛失時は、接種した医療機関等にお問合せいただき、接種日のわかるもののご提示をお願いします。

Q. 接種について意思の確認ができない人は、接種できますか。

A. 接種について意思の確認ができない場合は、接種をすることができません。

Q. 予防接種救済制度の対象になりますか。

A. 任意接種のため国の予防接種救済制度の対象にはなりません。しかし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）及び田原市予防接種事故災害補償規程（昭和59年田原町訓令第9号）の対象となる場合があります。

Q. 生ワクチンと組換えワクチンの違いは？どちらの方が、効果がありますか。

A. 効果や副反応、費用等が異なります。別紙「带状疱疹予防接種についての説明書」をご覧ください。

Q. 带状疱疹に罹ったことがある人も带状疱疹ワクチンを接種することができますか。

A. できます。带状疱疹に罹ったことがある方でも、体の免疫力が低下すると、再び罹る可能性がありますので、带状疱疹の予防が大切です。

Q. 带状疱疹はうつる？うつらない？

A. 带状疱疹は、体内に潜伏しているウイルスが原因で発症するため、他の人から带状疱疹としてうつることはありません。ただし、带状疱疹ウイルスの感染で、水ぼうそうの免疫をもたない乳幼児等は、水ぼうそうを発症することがあります。水ぼうそう入院患者のうち、約3割は带状疱疹が感染源だったと報告されています。

<問い合わせ先>

田原市役所 健康課 健康増進係 TEL23-3515 FAX23-3810
あつみライフランド 健康課 保健係 TEL33-0386 FAX33-0319